

[翻 訳]

人身損害*はどのように算定されるのか？

— フランスで適用される主な準則の解説

オリヴィエ・グー

(住田守道 訳)

[序]

我々の現代社会では、人間の安全と完全性は基本権として承認されている。この条件において、個人の肉体にもたらされる侵害は全て、これが事故や攻撃といった外的な事実から生ずる以上、あるリアクションを、つまりは法の応答を正当化するというを、我々は理解する。

さて、提示可能な応答には、被害者によって被った損害の賠償がある。即座に、我々は本質上最も把握が微妙な領域の1つに立ち入るということを知ることになる。実際、大抵の場合、内面的なもの、肉体、血といった事柄に話が及ぶ以上、賠償できなさそうなものをどのようにして賠償するのだろうか。

よりはっきりと、しかもより乱暴に述べるなら、失われた腕や脚の価値はいくらなのだろうか。一生涯、外見を損なう傷跡を残し続ける人や、もはや出産できない人はどのようにして賠償されるのだろうか。あるいはより悪いことに、被害者が死亡しその近親者に苦しみを残すであろう場合には、生命の価値はいくらであろうか。

これらの問題に取り組むのは、特に、民事責任法、より明確には、フランスのようにこの専門領域を知る国では、人身損害法である。

人身損害の賠償の様々なアクターの中で、2つのものが主要な役割を果たしている。

[1つ目は] 法律家であって、賠償に関する準則を明確化して、被害者の賠償額を決定することである。

[2つ目は] 医師、あるいは法医学鑑定人であって、彼に与えられた、概して被害者の様々な肉体的精神的苦痛を記述し、被害者の無能力 (incapacité) が見込まれる期間 (部分的であることも全部的であることもあり得る) を決定するというミッションを果たすことである。

ということは、法の専門家と医の専門家は、ある人身損害を評価するという困難なミッション

* タイトルは、dommageとpréjudiceを区分する最近のフランス法の研究状況を踏まえた形で直訳すると、「人身侵害(被害)法」となるが、日本では人身損害賠償法という表現が定着していること、またご講演の内容は、厳密には、侵害そのものの賠償ではなく、侵害から生じた損害の賠償を対象としていることから、「人身損害法」という翻訳を使用することになっている。これに対して、以下の本文中では、人身侵害と損害を訳し分けている。

を果たすために互いに接するのである。彼等は、互いに対話しなければならない。実際に法律家は、医学的な専門知識を全く持っておらず、学識ある者の述べることを当てにする。鑑定人は、自分が支配するとは考えられない特性を伴った法に属する手続に接触している。

それゆえ、医療と法の交差したところに人身損害法は存在する。医学鑑定人は人身損害の評価を試み、法律家は鑑定人の報告のサポートを伴って、被害者が主張し得る賠償を決定する。法律家が意味するのは、賠償について裁定する裁判官であることは明らかだが、また他の査定主体、特にフランスで重要な地位を占めている各種保険者や社会保障、補償基金もそうである。

そこで、この講演会の講演の目的は、みなさんに、フランスで用いられている人身損害の評価の決定方法を提示することにある。

実際には、常に2つのステップがある。第1のものは、被害者の賠償され得る損害を特定することにある（I）。第2のものは、これら損害の賠償を量定することにある（II）。これらの点について順次説明しよう。

I – 賠償され得る損害の特定

先ず最初に、賠償され得る損害の性質（nature）を識別し（A）、続いて、賠償を認めていくためには、損害がある諸特性（caracteristiques）を具備しなければならないことを力説しておくことが重要である（B）。

A – 賠償しうる損害の性質

人身侵害は、人間の肉体的精神的完全性への侵害であり、法的に表現すれば財産権侵害と非財産権侵害に詳説される。

人身侵害の発生は、何よりも先ず、ある**財産的損害**を引き起こし得る。具体的には、この財産的損害は、[さらに] 2つの大きなカテゴリーに詳説され得る。

- ・第1のものは、財産（patrimoine）の中に含まれている物や価値の喪失。このようなものには、人身侵害によって生じ得る健康[回復]費用がある。
- ・第2のものは、この人身侵害の発生による得べかりし利益の喪失[である]。程度差はあれ長期間の間に、被害者を自由に行動できなくさせた事故の結果生じた給与の喪失がその例である。

しかし、人身侵害は、**非財産的（精神的）な損害**をも生じさせ得る。精神的損害は定義が難しい。それゆえに、時折、我々は消極的な定義を提案する。[すなわち] 金銭的利益を侵害しない損害のことである。いずれにせよ、侵害の発生を理由に、被害者によって感じられた苦痛を賠償させることが重要である。この種の損害の観念そのものには、[過去に] 異論が唱えられた。実際に、その苦しみをお金に変換することはショックであろうといったことや、それを評価することは不可能である、ということを強調し得た。しかし、この異論はフランスの司法を決して説得できず、判例では1833年以降精神的損害の存在と賠償に関する原則が認められてきた。

フランスには、人身損害賠償のための特別準則が存在する。実際に、我々は今日では種々の損害項目一覧表と呼ぶものを活用しており、これを用いて法律家と医学鑑定人は仕事をこなしていく。これは、人身損害の被害者がそれらを現実には被ったことを立証できるならば、必要な場合に賠償を強いることのできる損害項目を特定するリストのことである。

実際に、この段階で、損害を賠償する2つの方法が存在することを想起して置くことが重要である。

- ・[1つ目は]《包括的賠償》に依拠するものである。この場合、賠償を決定する者は、被害者に、財産的・非財産的損害の全体を計上した包括金額を提示するであろう。そうでなくとも、財産的損害・非財産的損害それぞれの名目に対して一定の包括的金額をという風な、より含みのある方法で支払うであろう。
- ・[2つ目は]、賠償が、かなり詳細な一覧表のリストに表れた各損害項目を対象とするものである。

利用される一覧表は、当時の政府によって任命され、それをしかるべく位置付けるためのワーキンググループを主宰した者の名をとっている。それが、ダンティヤック一覧表である。2005年の報告書とそこに含まれる一覧表とがフランスにおいて徐々に認められ、今日では人身損害の様々なアクターのための人身損害賠償の参照ツールとなった。

ここに真のフランスの特殊性がある。というのも、人身損害に関する損害のそれぞれの詳細をこんなにも深めている世界で唯一の国だからである。ある国は、時折当惑しながら我々を見つめるのだが、他の国はこのシステムを十分に賞賛している。フランスでは、損害項目の詳細を深めることの適時性については議論が続いている。一部の学説は、このモデルが賠償の高額化を招いて、ディシプリンを著しく複雑化すると主張している。ある論者によれば、こうして詳細すぎる一覧表の細分化が、損害項目の人為的な増加を導き、その余波で賠償額の人為的な増加も導くはずである¹⁾。

私としては、そうは考えていない。実際には、告げられた損害項目の激増も、そこから生じるはずの賠償金額のインフレも生じなかったことを確認することで十分である。

特に、[上述の] 包括化 (globalisation) の弱点が、一覧表への依拠をよりよく正当化する。

第一に、包括化といわれる方法から生ずる不透明性がある。多数の損害を賠償するための包括的な金額では、裁判官の決定に影響を与えた要素をはかり知ることができない。

これに対して、一覧表への依拠は、人身損害のあらゆる側面がきちんと考慮されたかを確認することで、全部賠償の作用 (jeu) をよりよくコントロールできる²⁾。とくに、一覧への依拠は、実務を調和させる。被害者が属するのが、裁判所かそれとも補償基金かに応じて、異なる取り扱いをうけることは、どのようにすれば容認されるだろうか？

1) 例えば、J. Knetsch, « La désintégration du préjudice moral », *D.* 2015, 443参照。

2) この問題全体につき、O. GOUT et S. PORCHY-SIMON, « Plaidoyer pour la défense des nomenclatures dans le droit du dommage corporel », *D.* 2015, p.1499参照。

それゆえに [次に]、ダンティヤック一覧表の内容がどのようなものであるかを問おう。それは、3つの基本区分を中心に構成される。

1. 最初に、直接被害者と間接 [波及] 被害者の間の基本区分が存在する。直接被害者と間接被害者の損害の区分は、原理において不可欠であるということに言及するだけにしよう。この区別は世界の彼方此方で認められており、特別な観察を要しない。
2. さらに、ダンティヤック一覧表は、財産的・非財産的損害の区別も確立している。それは直接被害者でも間接被害者でも問題となる。
3. 最後に、症状固定以前の一次的損害と症状固定以後の永久的損害とを区別するという方針が採られた。ここでも対比は適切だと思われる。症状固定は、もはや損害が進展しないとみなされはじめる期間のことである。医師によって固定されるこの日付は、予想されるように、特定が常に容易だというわけではない。

ここでは、賠償され得る損害項目全体のリストの詳細に入ることは問題ではない。ただ、それが29個（直接被害者20項目、間接被害者9項目）を数えるものであることを強調しておこう。

これらの損害の内容をよりの確に捉えるために、いくつか例示しよう。

財産的損害の名目では、直接被害者は、自らの健康 [回復] 費用、職業上の利得の喪失、障害に適した住居・交通手段の費用、第三者支援を受けるための必要金額、さらには学校教育・大学教育・職業教育上の損害を負担させることができる。

精神的損害の名目では、耐え忍ぶ苦痛、美的損害、楽しみの損害（損害の発生以前に従事していた社会活動・スポーツ活動にもはや専心できないこと）、性的損害、家族形成損害、さらには、最も重要なものであるが、機能欠損（事故以後の肉体的・知的に衰えたり、衰えを感じたりすること）が存在する。

このダンティヤック一覧表 [のリスト] は、制限的でないことを付言しておこう。そういうわけで、フランスの裁判所は、不安損害 (préjudice d'anxiété) といった他の種類の損害を賠償することを躊躇わない。一例を挙げると、テロ行為のような外傷を与える出来事に直面したり、絶え難い状況におかれる（例えば、欠陥のあるペースメーカーを着用している、あるいは核物質のように死に至らせ得る危険物質に接触した）場合に感じられ得る恐怖が問題となっている。

ダンティヤック一覧表の功績は、ある損害が考慮されなかったり二重に賠償され得たりしないために、裁判所が採用する様々な損害項目のかなり明確な定義付けを行なったことにある。

私は個人的に、このツールが実際的かつ実効的に賠償の改善を可能とすると考えている³⁾。

賠償され得る損害が特定したら、それらが賠償されるために、ある条件を充足しなければならないことを強調しておくことが重要である。別の言い方をすれば、それらは、ある特性を備えなければならない。

3) 今日の困難は、たとえ、人身損害賠償法の数多くのアクター（保険者、司法裁判官、行政裁判官（時折）、補償基金）に利用されているとしても、この一覧表が公的性格を有していないことである。しかし、それはまもなくそうなるだろうことを想像し得る。なぜなら、フランスにおける民事責任法改正作業が実施されているからである。この改正の枠内では、公式の一覧表の設定の必要性が明確に考慮されている。

B—賠償され得る損害の諸性格 (caractères)

この問題についてはより手短に済まそう。ただし、賠償のために損害がいくつかの特性を示す必要があることを明確にしておくことは重要である。第一に、損害は確実でなければならず、第二に、正当でなければならない。

1 / 損害の確実性

この考えは、損害の被害者が賠償を得ることができるのは、その存在が確実である場合のみということにある。しかも、その証明を行うのは被害者である。これは常に単純というわけではない。このような理由から、フランス法では時折被害者の負担を容易にしている。

精神的損害に関するケースがこれにあたる。実際に、確認せざるをえないのは、被害者に自身の精神的損害の存在を証明するよう求めることは決してできないだろうということである。我々がその確信に至ることは決してない、なぜならこの損害のリアリティは各人の内面的・心理的な感情に依存するためである。それゆえ、精神的損害は常に推定される。そして、その推定は、明らかに自らを被害者だと主張する者に利益を与える。ある者が近親者の死を理由に賠償を請求した場合も同様である。彼等の関係の内容が何なのかを正確に我々は知るだろうか？ある者にとっては損害の程度がより重大であっても、他の者にとってはそうではないはずである。フランスの判例の〔被害者への〕好意を示すために、ある者の植物状態は昏睡に陥ったため無意識であると推測されるのに対し、破産院はいかなる損害項目も排除せず、そこには楽しみの損害が含まれる、と判断したことを強調しておくこともできる⁴⁾。

この問題に関して、〔検討を〕終えるにあたり、賠償を請求された損害が、将来的なもの（例えば、給与の喪失を理由とした得べかりし利益の欠如）であったり、機会の喪失の枠内では、時折偶発的 (eventuel) なものであったりし得ることに気付かされるだろう。これを例証しておく、ある学生が、交通事故のせいで試験に赴くことができなかったならば、試験に合格する機会の喪失を賠償させることが可能である。もちろん、この枠内では、賠償は被った損害の総額と等価値ではないだろう。なぜならこの学生が試験に合格したはずかどうか知ることができないからである。しかし、法は、あるものを得る機会あるいは失わない機会の存在に価値を認めている。

損害が賠償されるためには、損害の確実性のほかに、それが正当であることを要する。

2 / 損害の正当性

〔これは〕法の保護を受けるに値するとは限らない、あるいはまた不当な利益が存在するという考え [である]。被害者が正当な利益を有するということが要求されるのは、今日では民事訴訟法31条によって確立されている。同条によれば、裁判上の訴えは、正当な利益を有する者にもみ許されている。

このようにして、かつては婚姻していない内縁の妻は、内縁の夫の死を理由とした賠償を得る

4) Cass. 2ème civ., 22 février 1995, D. 96, p.69.

ことができないと判断された。なぜなら、内縁妻とそのパートナーとの間に法的な関係が存在しなかったからである。当時は、個人の婚姻を促すため、内縁に頼ることを告発するのが重要であった。この解決は今日もはや適用されていないが、所与の社会において道徳的考慮に十分強く関係した正当性の議論に一つの見方を与えるものである。

他の見方では、報酬が不法な労働、つまり無申告の労働から得られる場合では、事故の結果受け取ることができなくなった収入の賠償請求は、正当でないと考えられた。フランスでは、妊娠中絶の失敗によって生じた損害の賠償を請求する母親もまた、その賠償を得ることができないと判断されていることに気付くだろう。この最後の例が示すように、この事案では、損害は、たとえ財産的なものだけだとしても、異論なく存在する。なぜなら、出生は、子の監護及び教育にかかる多くの費用を引き起こすからである。

しかし法は、子の存在は、それだけでは母に対し法的に賠償される損害を構成し得ないという原則から、この種の状況を賠償することを拒絶する⁵⁾。

II – 賠償される損害の金銭的評価

[次に] この領域を支配する原則に関していくらか言及し (A)、その後、損害算定の決定は具体的にはどのように行われているのかをみよう (B)。

A – 評価を支配する一般原則

フランス法を支配する原則は、全部填補（全部賠償）の原則である。

この原則は、破毀院によって常に言及されている。破毀院は、1976年11月9日の判決以来、《被害者に損失も利益も存在しえないように、損害を与えた者は損害の全部賠償を義務づけられる。》と明言している⁶⁾。この原則の適用において、破毀院は、特に刑事裁判において被害者によって時折請求される象徴的賠償あるいは定額賠償 (forfaitaire) を非難している⁷⁾。

裁判官は、過不足なく [賠償を] 認めなければならず、さらには損害の重大性にとって外在的な事情を考慮してはならない。こうして、損害賠償金を認めるために当事者の資産状況を問うべきではない。裁判官は、《一文無し》の個人にも裕福な個人にも、同様に [賠償を] 与えるだろう。裁判官は、もし責任を負う者が裕福であるなら、貧者よりも重い負担を命じるということはないし、その逆もまたそうであろう。その上、損害を与えた者のフォートの重大性は考慮に入れられるべきではない。実際に、フォートが意図的である否か、それが重大であるか否かは重要ではない。

短く言うならば、損害賠償金は、フランス法ではただ填補機能を有するのみである。被った損害を填補しなければならない。それで、被害者を裕福にすることも金銭を失うこともさせてはな

5) Cass. civ., 1ère, 25 juin 1991, Bull. civ., n° 213.

6) Civ. 2^{ème}, 9 nov. 1976: Bull. civ. II, n° 302.

7) Crim. 6 déc. 1983: Bull. crim. 1983, n° 329.

らず、被害者が被った侵害を可能な限り正当に、どのように賠償するのかを自問することのみが適当である。

このような理由で、《懲罰的賠償金》は、他の法システムとは異なりフランス法では禁じられる。懲罰的賠償金は、損害を与えた者に対し被った損害の単純な賠償よりも重い負担を命じる内容の金銭額に相応する。それは、懲罰および抑止機能を有するようにフォートによる振舞いにサンクションを与える資格を有する。懲罰的賠償金を命じることで、実際に、損害を与えた者が再び同じ過ちを繰り返すことを抑止され、また非難される振舞いをしようとする者に、あるメッセージが伝わることを期待する。この状況は、フランス民事責任法改正草案ゆえに、おそらく進展するであろう。草案では、民事罰金 (amendes civiles) と呼ばれるものの承認が検討されている。これは、一種の懲罰的賠償金である。この考えは、契約外責任においては、損害を与えた者が利益を得たり節約したりするために、熟考の上に (délibérément) フォートを犯したときには、裁判官は、彼に対してフォートの重大性、加害者の負担能力、彼がそこから引き出したであろう利得に見合うであろう民事罰金の支払いを命じるというものである。この規定が、日の目を見るに至ったならば、それはフランスにおける重大な進展となるだろう。しかし民事罰金が被害者に支払われるのではなく、それは、《補償基金の財政、それがなければ国庫へ割り当てられる》はずであることに留意するのは重要である。そもそも、懲罰的損害賠償金の導入は、おそらく人身損害の賠償とはアプリアリには関わりがないだろう。

フランスの裁判官が、加害者のフォートによる振舞いを理由に損害賠償額を増額できない一方で、被害者が適切な措置により損害を緩和しえたことを考慮して、損害賠償金を制限できるだろうか？これは、《損害軽減 la mitigation of damages》[義務] と呼ばれているものである。この優れた考えは、侵害発生以後の被害者の振舞いは、加害行為とそこから生じた損害の間の因果関係の証明に関しては、完全に無関係ではないというものである。もし被害者が故意で自らの損害を悪化させたのならば、被害者は因果関係を断つのであり、その結果、損害の増加はもはや最初の加害行為とは関連づけられない。フランス法における学説の趨勢はこの準則の導入に対して好意的である。加害行為以後の振舞いを考慮して被害者の賠償を制限することは、確かに全く正当であるように見える。しかし破毀院は2003年6月19日に下した重要な2つの判決⁸⁾においてこれを拒絶している。この解決はその後も維持された。

これら判決の射程をよりよく見定めるため、事案の事実に言及しよう。

第1事件では、交通事故の被害者が加害者たる運転手の保険者に対して賠償を請求した。しかし保険者は賠償額の減額を望んだ。その理由は、神経科医が被害者に言語障害及び心理的リハビリ (rééducation orthophonique et psychologique) を行なうことを強く勧めたが彼がそれをしなかったためである。保険者はこの治療の拒否が、部分的には被害者が経験した障害の継続を説明し、賠償において考慮されねばならないという考えを主張した。破毀院は、責任を負う者の利益になるように自らの損害を制限する《義務を、被害者は負っていない》、と明確に述べてこの主張

8) Cass. 2^{ème} civ., rendu le 19 juin 2003, D. 2003, p.2326, note Chazal.

を退けている。

第2事件では、営業財産を活用しているパン販売業者の女性及びその娘が交通事故の結果、傷害を負った。その後、長期間の活動停止が考慮され、その営業財産は完全に価値を失い、破綻した。そこで保険者は、被害者が一時的に第三者を募集することで営業財産を機能させることができたはずであり、その結果、事故の加害者にこの企業の倒産の責任を負わせることができないと主張した。この主張は事実審裁判官の心は捉えたが、破毀院はそうではなかった。破毀院は、その事故が、パン販売業者が活動に従事することを妨げ、その結果、営業財産の破綻と直接の因果関係があるとした。

この場合も、破毀院の解決は民事責任の改正草案によって進展するであろう。実際に、1263条は、《人身損害の場合を除き、特に自らの損害の悪化を避けることのできる負担能力の観点から、確実かつ合理的な措置を被害者がとらなかった場合には、賠償金額は減額される》と規定している。しかし、我々が確認し得るように、人身損害〔の場合〕は、この損害を最小化する債務を免れることになっている。この特殊性がここでまた問われているのである。

算定の働き (jeu) を支配する一般原則に言及した現在、賠償額はどのように決定されるのかを見るために、より具体的な準則に至ることが重要である。

B—算定の実務上の決定

既に述べたように、損害賠償金を金銭評価するのは裁判官である。しかし、裁判官は、鑑定及び鑑定人に付与された分析ミッション (mission d'analyse) に基づいて評価を行なう。実際に、想起すべきなのは、裁判官が鑑定人に付託する場合、まず彼らにダンティヤック一覧表に照らして種々の損害項目の上で任務を遂行することを要求することである。裁判官にとって重要なのは、侵害の現実性の証明に向けられたツールに依拠することである。実際に、人身侵害は、毀損 (lesions) という医学的に評価できる確認事実⁹⁾に属し、この侵害は、傷害負傷者のために多数の特殊な損害に翻訳されることになる。それゆえ、鑑定医によって利用される法医学的評価の目安に依拠することは重要である。我々が全く賛成している、ランベール=フェヴル氏によって提唱されている区別⁹⁾を用いてみよう。

— 人身侵害に関する法医学上の確認事実、事実の分析に属する。ここでは、被害者が賠償を求め、鑑定医によって評価された侵害が問題となる。

— 賠償される損害は、法に属する。これらを認識し、金銭的に評価する任務及び専門能力を有するのは法律家である。

それ故、医師は損害項目を識別し、彼らを用いる彼ら特有のツールに依拠していく。例えば、1から7の評価幅で美的損害の重大性や被害者が感じる苦痛の強度を評価するだろう。

以上のように、評価はダンティヤック一覧表の様々な損害項目に応じて行なわれる。そこで、財産的損害と非財産的損害とを区別するのが適当である。それに、間接被害者の賠償についてい

9) L'indemnisation du dommage corporel, 2003, http://www.justice.gouv.fr/art_pix/syntheseindemcorp.pdf

くらか述べることがよいだろう。

1 / 財産的損害の賠償

人身侵害の発生のための発生した費用や将来の費用を被害者が正当化できる場合には、財産的損害の評価は、実のところ困難を引き起こさない。こうして、健康費用や職業上の損害（給与の喪失、職業上の昇進を希望できなくなったこと）あるいは学校上の損害を決定しなければならない。例えば、フランスにおいて得ることのできる金額の例を示しておく、人身侵害を理由に一年間の学習（une année d'étude）を欠くであろう学生は、約12000ユーロを受け取るであろう¹⁰⁾。生存のための医療措置や第三者の支援の負担に関するといった将来の損害のために、裁判官が被害者に定期金を与える場合には、裁判官は特に平均余命やインフレを考慮した現価計上表とよばれるものに依拠してそれを与えるが、これ以上詳細に入らないでおこう。なぜなら、これは、おそらく日本語への翻訳が複雑で、とても技術的な計算方法であるからである。

職業上の影響は、被害者を弱らせ、もはや職業的には成長させないようにし得る人身侵害から生じた労働市場での価値低下と理解されるものである。この損害を評価するためには、その侵害以前の被害者の職業活動を考慮するのがよいだろう。そして、学生が問題となる場合は、学業を考慮するのがよいだろう。なぜなら、それは、職業的なキャリアの種類や報酬に影響を有するはずだからである。ある人が学業に身を置く前の事故被害者であるならば、裁判官は、フランスにおいて職業キャリアの期間に受け取る平均的な給与を賠償としてその人に付与するだろう。これは、多額の金を相当しうるはずである。

最後に、被害者にハンディキャップが残る場合、必要であれば、住居改良費用や自動車改良費用のための賠償金を受け取ることもあり得る。

しかし、算定の問題は、さらに非財産的損害に関してより複雑である。

2 / 精神的損害の賠償

これに関しては、フランスで議論が存在する。被害者賠償の基本準則は、損害の個別化である。各被害者は、唯一無二の存在であり、各賠償もまたそうである。この理由で、全ての被害者を同一に取扱い得る賠償評価表（barème）の活用に対しては一部の学説に強い反対がある。本報告ではこの議論に立ち戻ることはほぼできないが、裁判所や補償基金が賠償額参照表（référentiel）に依拠していることは今日はっきりと認められる。賠償金の幅によって目安を得ることが可能となる。事案の特殊性を考慮してそこから離れることは全くもって可能である。数量化されたいいくつかの参考例を示すべく、以下では我々はこの賠償額参照表をよりどころとしよう¹¹⁾。

10) B. Mornet, L'indemnisation des préjudices en cas de blessure ou de décès, p.40. http://www.ajdommagecorporel.fr/sites/www.ajdommagecorporel.fr/files/fichier_cv/RPC-BM-septembre%202018.pdf

11) 最後にこれらツールに関して、B. Mornet, Le référentiel indicatif d'indemnisation du dommage corporel des cours d'appel, in des spécificités de l'indemnisation du dommage corporel, recueil de travaux du Greca, sous la coordination de Ch. Quezel-Ambrunaz, de Ph. Brun et L. Clerc-Renaud, Bruylant, 2017, p.243参照。

まず、耐え忍ぶ苦痛は、1から7の等級に評価される。ここでは法医学的な評価付けがなされる。これは、当該苦痛が鑑定人によって決定され、次に裁判官によって金銭評価されることを意味する。軽度の耐え忍ぶ苦痛（インデックス1）に対して、被害者は2000€まで受け取り得るだろう。インデックス4に対しては、8000€～2万€の間である。そしてインデックス7では5万€から8万€である。例外的な苦痛は、[それ以上の]多額の賠償の原因となる。想定では、被害者の状況が固定すると、この種の苦痛は機能欠損に組入れられるため、耐え忍ぶ苦痛は一時的損害として賠償される。

そもそも最も重要な非財産的損害は機能欠損と呼ばれるものである。これは、被害者の肉体的精神的な潜在力の減少に相当する。それゆえ、機能欠損は、生活環境において感じた支障を組み込むものである。実際に被害者は、侵害以降は、客観的に衰えており、そして衰えを感じている。この評価のためには1%から99%までの無能力の幅を決定する医学鑑定を考慮しなければならない。次に被害者の年齢が、これを補完するであろう。裁判官は、今見たこの2基準を考慮しながら、多くの要素を含んだある[算定のための]表に依拠する。この損害の名目で獲得される金額は、非常に重要となり得る。深刻な後遺症を残す年少児への侵害は、85万€以上の賠償に至りうる。それは多額に見えるが、しかしこの人は一生涯に渡りずっと、扶養されなければならない。

美的損害に関しては、鑑定によって1から7の等級で決定される。最軽度の美的損害（1）について、被害者は2000€まで得ることができ、インデックス4は、8000€から2万€の間である。インデックス7は5万€から8万€である。

生活の喜びに関する楽しみの損害は、損害発生前に被害者が従事していた活動によって決定される。

性的な器官の侵害に加えて、特にある人を生殖できなくしたであろう性的損害は、5万€から8万€の賠償に至りうる。

最後に残されているのは、間接被害者についていくらか述べることである。

3 / 間接被害者の賠償

フランス法では、間接被害者につき、様々なタイプの損害が賠償されている。

まず、近親者の収入の喪失に関する財産的損害である。この賠償は、特に直接被害者が収入を喪失していく（それが他の近親者を不利益にしていく）という事実の中に存する。これは、被害者の他の近親者を害するであろうものである。その上、被害者の近親者はハンディキャップを負った直接被害者を支援するために自らの職業活動を変更することを強いられる。

しかし、精神的損害も賠償されるのが望ましい。特に愛情損害 [がそうである]。これは愛しい人が衰えたり、より悲しみに沈んだりするのを見たり、愛しい人を失ったりすることで抱く苦痛に関するものである。この最後のケースでも、直接被害者と間接被害者間の親族関係に応じた賠償の提案のための諸表 (tableaux) が存在する。例えば、配偶者を失ったことに対し、2万€から3万€を得ることができる。子を失った親も同様である。子の場合も、片親を失ったことは、子が未成年か否か、親と同じ屋根の下で暮らしていたか否かに応じた区別によって同様に評価され

る。

兄弟姉妹の喪失は、彼らが同じ屋根の下で暮らしていたかに応じて、6000€から1万4000€で賠償され得る。孫にとっての祖父母の喪失は、彼等の関係の頻度 (fréquence) に応じて3000€から1万€で賠償され得る。そして、孫を失った祖父母のための賠償は、6000€から1万4000€の間である。

.....

以上が、人身損害の評価に関するフランス法の手短な紹介である。しかしながら、フランス民事訴訟法典4条によって規定された原則の下では、《紛争の対象 (objet du litige) は、当事者のそれぞれの申立てによって定められる》ことを最後に明確にしておこう。これは、被害者の請求により定められた範囲で損害の算定をすることを裁判官に課している。それゆえ、もし被害者が十分な賠償金 [額] を請求しないならば、裁判官は、被害者が主張することのできたはずの賠償金 [額] を認めることはないだろう。そこで、被害者および彼の顧問 [弁護士] は、人身損害の算定に関する準則を上手くおさえていく (maitriser) ことが重要である。この理由で、フランスでは、このディシプリンに特化した弁護士が存在するのである。

〈邦語参考文献〉

淡路剛久「フランス」(日本国有鉄道『諸外国における交通事故による人身損害賠償の研究』(1966、日本国有鉄道総裁室法務課) 所収)

淡路剛久「フランス (慰謝料の比較法的研究)」比較法研究44号 (1982)

難波譲治「フランス法における近親者損害の賠償」國學院法学40巻4号 (2003)

山野嘉朗「フランス賠償医学展望 (その7) 人身損害論 (総論) (1)」賠償科学33号 (2006)

幡野弘樹「身体損害」法時86巻5号 (2012)

澤野和博「慰謝料——生存・生命を考えながら」(浦川道太郎先生・内田勝一先生・鎌田薫先生古稀記念論文集編集委員会編『早稲田民法学の現在』(成文堂、2017) 所収)

以上のほか、本文に直接関わるもので訳者の手によるものとして、「人身損害賠償における非財産的損害論——フランス法を検討対象に——(1)~(3)・完」大阪市大法学雑誌第54巻1号・2号・3号 (2007~2008)、「フランス人身損害賠償とDintilhac レポート——非財産的損害の賠償が示唆するもの——」龍大社会科学年報40号 (2010)、「人身侵害における非財産的損害の賠償——フランス法を対象として——」(日本交通法学会編『人身損害賠償に関する諸問題』(有斐閣、2011) 所収)、「交通事故慰謝料 (特に後遺障害慰謝料) 算定と、非財産的損害の原因の構造について」(池田恒男、高橋眞編『現代市民法学と民法典』(日本評論社、2012) 所収)、「非財産的損害の評価とその賠償金の法的性質——遷延性意識障害 (いわゆる植物状態) のケースを対象に」関大政策創造研究9号 (2015)、「損害の算定と「事実審裁判官の専権」統制論——全部賠償の原理の具体的適用場面の検討——」(深谷格他編『大改正時代の民法学』(成文堂、2017) 所収)、「減収に現れ難い経済的不利益の算定——後遺障害による職業上の影響の評価——」経済研究63巻1・2・3・4号 (2018)、「不安状況を理由とする被害者の非財産的損害の賠償——フランス・テロ事件を契機とする司法省提出レポートを中心に——」経済研究64巻1・2・3・4号 (2019)、「フランス民事責任法改正論議下における人身損害賠償法の独自性について」本誌同号収録 (2019) がある。